

令和8年度  
しが ZEH 新築支援事業費補助金  
手続の手引

第1版(R8.5.8)

滋賀県

交付申請予約の申込期限

**令和8年 11 月 30 日(月)**

交付申請兼実績報告の受付期限

(①、②のいずれか早い日)

**①補助事業完了日から起算して 30 日以内**

**②令和9年2月 26 日(金)**

## 目次

1. 手続の流れ	4
2. 用語の定義	5
3. 補助金申請ができる方	6
4. 補助対象および補助額	7
5. 交付申請予約申込み	9
6. 交付申請兼実績報告	10
7. 補助金の交付	14
8. 問合せ先	14
【付録】	15

### ご注意

しが ZEH 新築支援事業費補助金の手続をするときには、事前に必ずこの手引をよくお読みいただくようお願いします。

この手引は年度の途中で改正する場合があります。県ホームページで最新の手引をご確認の上、手続を行ってください。

### 令和7年度からの主な変更点

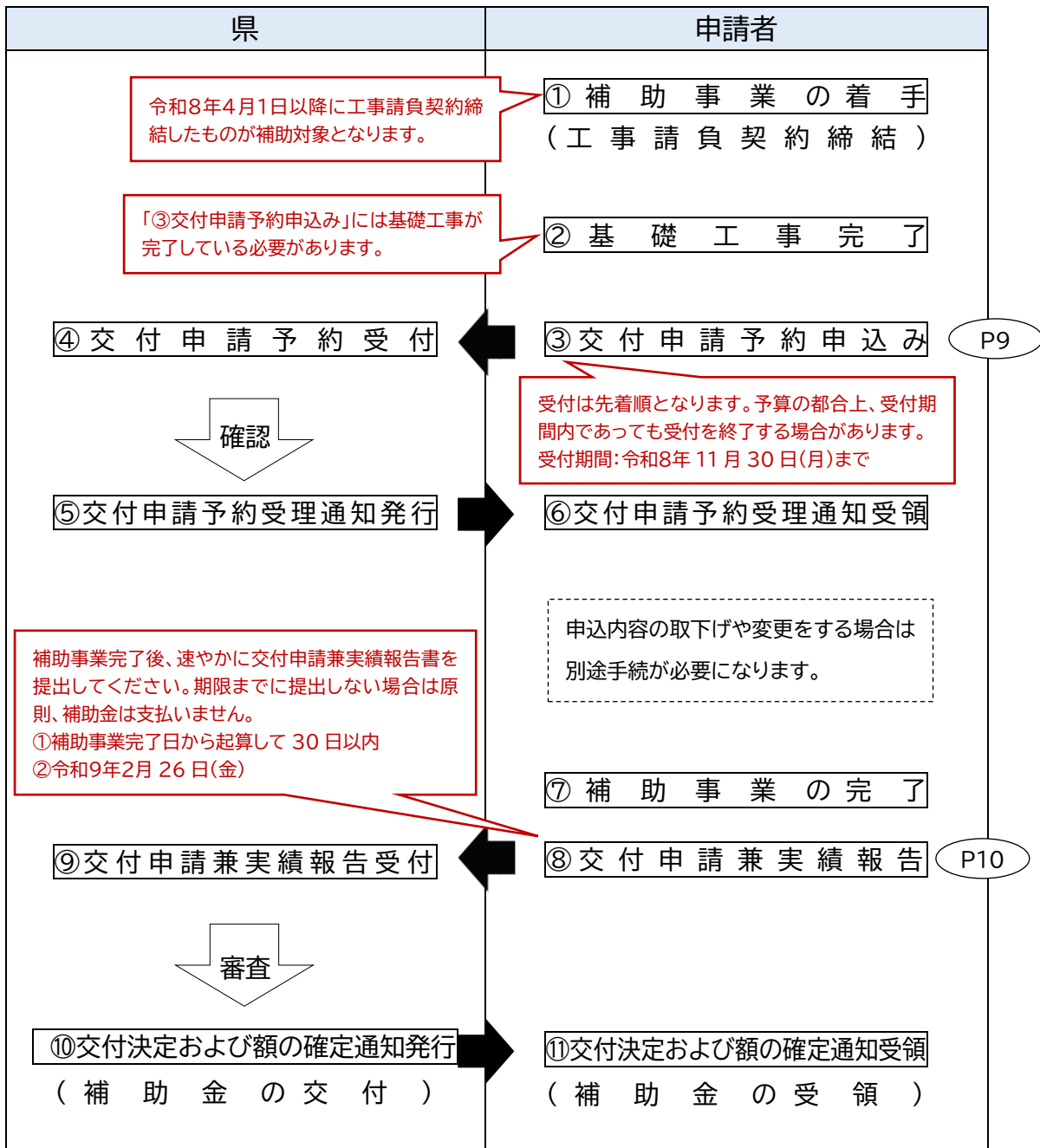
○交付申請予約申込時に以下の書類の添付が必要となります。

- ・BELS評価書
- ・基礎工事が完了していることが分かる写真

○交付申請兼実績報告時に以下の書類の添付が必要となります。

- ・住民票の写し(令和7年度に求めていた本人確認書類、運転免許証、パスポート等の写しは求めません。)

# 1. 手続の流れ





★ 補助金を受けるには、交付申請予約の手続(P9)が必須です。(令和8年4月1日以降に住宅の建築に係る工事契約を締結する必要があります。)  
交付申請予約は以下のしがネット受付サービスにて手続してください。

<https://ttzk.graffer.jp/pref-shiga/smart-apply/apply-procedure-alias/shigazeh-r8-jizen/door>



## 2. 用語の定義

この補助金における各用語の定義は以下のとおりです。

ZEH	<p>外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備え、再生可能エネルギー等により年間の一次エネルギー消費量が正味ゼロまたはマイナスの住宅</p> <p><u>※Nearly ZEH、ZEH Oriented、ZEH Ready、ZEH 水準住宅等は含みません。</u></p> <p>【参考】ZEH の要件</p> <p>①ZEH強化外皮基準(地域区分1～8地域の平成 28 年省エネルギー基準(<math>\eta</math>AC 値、気密・防露性能の確保等の留意事項)を満たした上で、UA 値[W/m<sup>2</sup>K] 1・2地域:0.40 以下、3地域:0.50 以下、4～7地域:0.60 以下)</p> <p>※滋賀県は近江八幡市、草津市、守山市は6地域、それ以外の市町は5地域に該当します。</p> <p>②再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から 20%以上の一次エネルギー消費量削減</p> <p>③再生可能エネルギー等を加えて、基準一次エネルギー消費量から 100%以上の一次エネルギー消費量削減</p> <p>※建築を予定している住宅が ZEH に該当するかは事業者を確認してください。</p>
住宅	<p>人の居住の用に供する家屋(居住の用に供する部分の床面積の合計が延べ面積の2分の1以上の併用住宅を含む。)</p>
県内に主たる営業所を有する事業者	<p>滋賀県内に本店または主たる営業所を有する事業者</p> <p>個人事業主の場合は、県内在住の事業者</p> <p>(参考)県内事業者の確認方法について</p> <p>①<a href="#">建設業許可業者名簿(県 HP)</a></p>  <p>②<a href="#">法人番号公表サイト</a></p> 
一般型誘導 居住面積水準	<p>滋賀県住生活基本計画で定める、「世帯人数に応じて、豊かな住生活の実現の前提として多様なライフスタイルに対応するために必要と考えられる住宅の面積に関する水準」</p> <p>① 単身者 55 m<sup>2</sup></p> <p>② 2人以上の世帯 25 m<sup>2</sup>×世帯人数+ 25 m<sup>2</sup></p>

居住誘導区域	「都市再生特別措置法」(平成 14 年法律第 22 号)第 81 条に基づき市町が策定する立地適正化計画において定める「居住誘導区域」 ※立地適正化計画の有無については各市町の HP 等で確認してください。
「主な拠点」 周辺	滋賀県都市計画基本方針で定める「主な拠点」の半径 800m(県 HP で掲載している図のとおり) 【参考】 立地適正化計画等において都市機能や居住を誘導する区域を設定・検討している都市向けの指標例では一般的な徒歩圏として半径 800m を採用しています。
ベルス BELS	「建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針(平成 28 年国土交通省告示第 489 号)」に基づく第三者認証の一つである「建築物省エネルギー性能表示制度」
既存住宅	昭和 56 年5月31日以前に工事に着手し、完成している住宅
子育て世帯	18 歳未満の子を有する世帯
若者夫婦世帯	夫婦のうちいずれかが 40 歳未満の世帯
補助事業完了	建築基準法に基づく完了検査済証を受領し、かつ住宅の建築工事に係る代金の全額を支払った時点 ※子育て世帯移住加算(P8)を受ける場合は、上記に加え、補助対象住宅に住民票を移した時点 ※令和9年2月26日(金)までに完了しなかった場合は補助金を交付しません。

### 3. 補助金申請ができる方

当補助金は次の全てに該当する方でなければ交付を受けられません。

- ①自身または自身の同居者が、次のいずれにも該当しない者
  - (1)暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
  - (2)自己、もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
  - (3)暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
  - (4)暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (5)上記(1)から(4)までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- ②(1)から(5)に掲げる者が、その経営に実施的に関与していない者
- ③滋賀県の県税に滞納がない者
- ④住居として自ら居住するための住宅を建築する者(セカンドハウスや賃貸用の住宅、附属建築物(離れや倉庫)は本補助金の対象ではありません。)

## 4. 補助対象および補助額

補助対象は、以下の全ての要件を満たす住宅です。

### 4-1-1 補助要件

項目	補助要件	補助額
ZEH 新築	<p>1. ZEH※の基準を満たす住宅であること。            ※<u>Nearly ZEH、ZEH Oriented、ZEH Ready、ZEH 水準住宅等は含みません。</u></p> <p>2. 居住の用に供する床面積が滋賀県住生活基本計画の一般型誘導居住面積水準(55㎡以上)を満たすこと。</p> <p>3. 工事施工者が県内に主たる営業所を有する事業者であること。(2.用語の定義「県内に主たる営業所を有する事業者」参照)</p> <p>4. <u>事業着手(工事請負契約)が令和8年4月1日以降であること。</u></p> <p>5. 住宅が以下の区域に入っていないこと。</p> <p>① 建築基準法第39条に基づき地方公共団体が条例で定める「災害危険区域」(滋賀県流域治水の推進に関する条例において定める浸水警戒区域を含む。)</p> <p>② 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条に基づき都道府県知事が定める「土砂災害特別警戒区域」</p> <p>③ 地すべり等防止法第3条に基づき国土交通大臣または農林水産大臣が定める「地すべり防止区域」</p> <p>④ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条に基づき都道府県知事が定める「急傾斜地崩壊危険区域」</p> <p>⑤ 特定都市河川浸水被害対策法第56条第1項に基づき都道府県知事が定める「浸水被害防止区域」</p> <p>※交付申請兼実績報告(P10)時点の区域指定に応じて補助金の交付の可否を審査します。最新の情報をこまめに確認してください。</p>	<p>20万円</p> <p>4-1-2 加算要件および加算額の各種加算額と併せて最大</p> <p>120万円</p>

補助対象となる住宅でさらに以下の要件を満たす場合は加算措置の対象となります。

#### 4-1-2 加算要件および加算額

項目	加算要件	加算額
断熱性能加算	住宅が「住宅の品質確保の促進等に関する法律」(平成 11 年法律第 81 号)に基づく住宅性能表示制度による断熱等性能等級6以上の断熱性能を有すること。	等級6 20 万円 等級7 40 万円
居住誘導加算	住宅を居住誘導区域または「主な拠点」周辺で建築すること。(敷地の一部でも当該区域に含まれる場合は加算要件を満たすものとします。) ※交付申請兼実績報告(P10)時点の区域指定に応じて加算の可否を審査します。最新の情報をこまめに確認してください。	20 万円
既存住宅 除却加算	既存住宅(昭和 56 年5月 31 日以前に工事に着手し、完成している住宅)の除却を併せて実施すること。 ※交付申請兼実績報告書提出時に除却する既存住宅の <b>除却前の状況が分かる写真の添付が必要になります</b> のでご注意ください。 ※事業着手(除却に関する工事請負契約)が令和8年4月1日以降である必要があります。 ※付属建築物(離れ、蔵等)の除却は補助対象ではありません。なお、敷地内に他の建築物が残っていても加算の対象となります。	50万円
子育て世帯等 移住加算	県外在住の子育て世帯(18 歳未満の子を有する世帯※)、若者夫婦世帯(夫婦のうちいずれかが 40 歳未満の世帯※)が北部地域または過疎地域を有する市町内に住宅を建築すること。  北部地域または過疎地域を有する市町： 長浜市、米原市、高島市、東近江市、甲良町 ※令和8年4月1日時点または交付申請兼実績報告(P10)を行う時点で要件を満たしている必要があります。 ※交付申請兼実績報告(P10)を行った日から起算して5年以上継続して当該住宅に居住する意思がある方に限ります。	30 万円

※国が実施する補助金と併用可能

※県が実施する他の補助金で本補助金と補助対象が重複しないものは併用可能

※市町が実施する補助金のうち、県の予算が充当されていないものは併用可能

## 5. 交付申請予約申込み

### 5-1. 交付申請予約申込み

補助金の交付を受けようとする方は、あらかじめ、交付申請予約の申込みを行ってください。

#### ■ 申込受付期間

令和8年11月30日(月)まで(先着順とし、予約申込受付額が県予算額の上限に到達した場合は申込受付期間内であっても受付を終了します。)

#### ■ 申込方法

しがネット受付サービスでお申し込みください。

<https://ttzk.graffer.jp/pref-shiga/smart-apply/apply-procedure-alias/shigazeh-r8-jizen/door>



#### ■ 必要書類

#### 5-2. 必要書類のとおり

(注意！)


- ・しがネット受付サービス以外での申込みは受け付けません。
- ・必ず申込者(建築主)の名前で申し込んでください。
- ・申込書類に不備や不足がある場合は補正等の連絡を電話、メールまたはしがネット受付サービスを通じて行います。補正を依頼した場合は、お伝えする補正期限内に補正いただかないと予約を受け付けない場合があります。
- ・受付期間を過ぎた申込みについては無効とします。
- ・県から問合せを行う場合がありますので、必ず申込みしたデータを保管しておいてください。

(補足)

- ・交付申請予約申込書には申込者(建築主)の氏名等を記載してください。

### 5-2. 必要書類

交付申請予約申込書(別記様式第1号)(県 HP 掲載様式)に以下の書類を添付して申込みしてください。

番号	添付書類	補 足
(1)	BELS評価書	ZEH マークが記載されていること 
(2)	基礎工事が完了していることが分かる写真	基礎全体が確認できること ただし、上棟以降の工事を実施している場合は基礎全体が確認できなくても構いません。
(3)	委任状	申込みを代行する場合に限る

### 5-3. 交付申請予約申込みの受理通知

---

申込内容を県が確認し、適当であると認めた場合、受理通知書を申込者(建築主)あて書面で送付します。

申込みの受付から通知の発行まで、原則14日以内に処理します。(この処理期間には、土、日、祝日および申込者による書類の補正期間は含みません。)

(注意！)

受理通知は、補助金の交付を確約するものではありません。(補助事業完了後に交付申請兼実績報告書を提出され、適正であると判断した場合、補助金をお支払いすることとなります。)

### 5-4. 交付申請予約の取下げ

---

通知を受けた後の事情により、期日までに事業完了しないことが判明した場合や、工事の取りやめ等する場合は取下書を速やかに提出してください。

[取下書\(別記様式第2号\)\(県 HP 掲載様式\)の様式はこちら](#)

### 5-5. 内容の変更

---

通知を受けた後に、予約の内容を変更しようとする場合は、速やかに変更の手続きを行ってください。

[予約変更申込書\(別記様式第3号\)\(県 HP 掲載様式\)の様式はこちら](#)

## 6. 交付申請兼実績報告

---

---

### 6-1. 報告の提出

---

補助事業完了後、速やかに交付申請兼実績報告書に必要書類を添付のうえ、提出してください。

■ 交付申請兼実績報告の受付期限(①、②のいずれか早い日)

① 補助事業完了日から起算して 30 日以内

② 令和9年2月 26 日(金)

■ 提出方法

しがネット受付サービス(準備中)

■ 必要書類

6-2. 必要書類のとおり

(注意！)


- ・しがネット受付サービス以外での申請は受け付けません。
- ・必ず申請者(建築主)の名前で申請してください。
- ・提出書類に明らかな不備等がある場合はその不備等が解消された日を受付日とします。
- ・提出が受付期限を過ぎた場合は原則、補助金を支払いません。
- ・県から問合せを行う場合がありますので、必ず申請したデータを保管しておいてください。

(補足)

- ・交付申請兼実績報告書には申請者(建築主)の氏名等を記載してください。

## 6-2. 必要書類

交付申請兼実績報告書(様式第4号)(県 HP 掲載様式)および実績報告書(別紙4-1)(県 HP 掲載様式)に以下の書類を添付して申請してください。

番号	添付書類	補 足
(1)	<u>誓約書(別紙4-2)(県 HP 掲載様式)</u>	
(2)	住民票の写し	発行日から3か月以内のものであること 個人番号(マイナンバー)の記載がないこと
(3)	<u>県税に関する誓約書兼調査に関する同意書(県 HP 掲載様式)</u>	今回県外から転入される方は不要
(4)	通帳の写し	金融機関名および支店名、預金の種類、口座名義、口座番号が記入されているページ
(5)	ZEH の要件を満たすことを証する書類(①、②両方を添付すること) ①BELS 評価書 ② <u>施工証明書(県 HP 掲載様式)</u>	①ZEH マークが記載されていること 
(6)	建築基準法に定める検査済証の写し	
(7)	付近見取図	建築確認申請に添付した図書の写しを添付してください。 なお、近隣に急傾斜地と思われる地形がある場合、土砂災害特別警戒区域等補助対象とならない区域内で建築していないか、追加で資料を求める場合があります。
(8)	配置図	建築確認申請に添付した図書の写しを添付してください。

(9)	各階平面図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築確認申請に添付した図書の写しを添付してください。</li> <li>・併用住宅の場合は住居部分とそれ以外の部分を明示してください。</li> <li>・床面積の求積に必要な寸法を記載してください。</li> </ul>
(10)	工事請負契約書または請書の写し(契約の変更をしている場合は当初の契約書と最終の変更契約書)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約者が申請者と同一名義であること</li> <li>・受注者名の記載があること</li> <li>・工事契約日の記載があること</li> <li>・工事場所の記載があること</li> <li>・金額の記載があること</li> </ul>
(11)	領収書等支払いが完了していることを確認できる書類の写し(複数回に分けて支払いをしている場合は全て)(以下いずれか1つ) ・領収書 ・銀行の振込明細書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支払先が確認できること</li> <li>・金額が確認できること(契約書に記載されている金額が全額支払われていることが確認できること)</li> </ul>
断熱性能加算を受ける場合は以下の書類も添付※(5)で添付いただくため再度の添付は不要		
(12)	断熱等性能等級6以上であることを証する書類(BELS 評価書)	
居住誘導加算を適用する場合は以下の書類も添付		
(13)	建築敷地の全部または一部が居住誘導区域等に該当することを証する図書(以下いずれか1つ) ・市町の立地適正化計画において定める居住誘導区域の図に申請敷地を明示したもの ・加算対象区域を示した国土地理院地図上に申請敷地を明示したもの	縮尺は問いませんが(7)付近見取図と整合していることが確認できる程度のものでしてください。
既存住宅除却加算を受ける場合は以下の書類も添付		
(14)	除却する住宅が昭和 56 年5月 31 日以前に着工されていることを証する書類(以下いずれか1つ) ・建築計画概要書 ・台帳記載事項証明書 ・登記事項証明書 ・固定資産税 課税明細書	

(15)	除却工事前の敷地全景写真	除却対象の住宅と周辺の状況が分かるアングルで撮影すること
(16)	除却工事後の敷地全景写真	除却工事前の敷地全景写真と同じアングルで撮影すること
(17)	除却に係る工事請負契約書または請書の写し (当初契約および変更契約(複数回変更している場合は直近のもの))	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約者が申請者と同一名義であること</li> <li>・受注者名の記載があること</li> <li>・工事契約日の記載があること</li> <li>・工事場所の記載があること</li> <li>・金額の記載があること</li> </ul>
(18)	領収書等支払いが完了していることを確認できる書類の写し(複数回に分けて支払いをしている場合は全て)(以下いずれか1つ) ・領収書 ・銀行の振込明細書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支払先が確認できること</li> <li>・金額が確認できること(契約書に記載されている金額が全額支払われていることが確認できること)</li> </ul>
子育て世帯移住加算を受ける場合は以下の書類も添付		
(19)	住民票の写し(世帯全員)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発行日から3か月以内のものかつ申請者が報告しようとする住宅に居住していることが確認できるものであること</li> <li>・個人番号(マイナンバー)の記載がないこと</li> <li>・移住元の住所が記載されていること</li> <li>・生年月日の記載があること</li> </ul>
その他		
(20)	委任状	申請を代行させる場合に限る 連絡先(メールアドレス)が必ず明記されていること

※添付図書だけでは要件を満たしていると判断できない場合、追加で書類の提出を求められることがあります。

## 7. 補助金の交付

---

---

交付申請兼実績報告書で適切に補助事業が完了していることが確認できた際には交付決定および額の確定の通知を交付したあと指定の口座に振り込みます。**(通知から振込みまでに期間があきます。振込時期についてのお問合せには対応できませんのでご了承ください。)**

## 8. 問合せ先

---

---

書類の提出先・本事業の問合せ先は以下のとおりです。

〒520-8577

滋賀県大津市京町四丁目1番1号

滋賀県交通まちづくり部住宅課企画係

TEL:077-528-4235

(9:00~12:00、13:00~17:00土日・祝日・年末年始を除く)

【付録】主な拠点一覧

No	市町名	拠点名
1	大津市	大津駅
2		堅田駅
3		石山駅
4		瀬田駅
5	草津市	草津駅
6		南草津駅
7	守山市	守山駅
8	栗東市	栗東駅
9		手原駅
10	野洲市	野洲駅
11		野洲市北部合同庁舎
12	湖南市	甲西駅
13		石部駅
14		三雲駅
15	彦根市	彦根駅
16		南彦根駅
17		河瀬駅
18		稲枝駅
19	長浜市	長浜駅
20		長浜市役所北部振興局
21		湖北支所
22		虎姫支所
23		高月支所
24		余呉支所
25		浅井支所
26		びわ支所
27		西浅井支所
28		田村駅
29	米原市	米原駅
30		坂田駅
31		近江長岡駅
32		柏原駅
33		醒ヶ井駅
34		伊吹庁舎

No	市町名	拠点名
35	豊郷町	豊郷町役場
36	甲良町	甲良町役場
37	多賀町	多賀町役場
38	愛荘町	愛荘町役場愛知川庁舎
39	近江八幡市	近江八幡駅
40		安土駅
41		篠原駅
42	東近江市	八日市駅
43		能登川駅
44		蒲生支所
45		五個荘支所
46		湖東支所
47		愛東支所
48		永源寺支所
49	日野町	日野町役場
50		日野駅
51	竜王町	竜王町役場
52	甲賀市	水口駅
53		甲賀駅
54		甲南駅
55		貴生川駅
56		土山地域市民センター
57		信楽地域市民センター
58	高島市	近江今津駅
59		新旭駅
60		安曇川駅
61		近江高島駅
62		マキノ駅
63		朽木支所

※「主な拠点」周辺図については県 HP に掲載しております。

## 【付録】本制度にかかる参考 URL 一覧

### [令和 8 年度「しが ZEH 新築支援事業費補助金」HP](#)



### [滋賀県流域治水の推進に関する条例に基づく浸水警戒区域の指定について](#)



### [滋賀県防災情報マップ\(土砂災害警戒区域ほか\)](#)



### [建設業許可業者名簿\(県 HP\)](#)



### [法人番号公表サイト](#)



### [国土地理院地図](#)

(県 HP で公開している各「主な拠点」の geojson データを取り込むことで加算対象となる「主な拠点」周辺を地図上でも閲覧可能になります。)

